

令和6年度事業実績報告書・令和7年度事業計画書 1

流山市北部地域包括支援センター

1 基本情報

(1) 事業所情報 (令和7年4月1日時点)

名称	流山市北部地域包括支援センター		
所在地	流山市江戸川台東2丁目19番地		
法人名	医療法人社団 曙会		
センター長	石川 渉		
職員体制	保健師その他これに準ずる者	3人	
	社会福祉士その他これに準ずる者	2人	
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者	1人	
	(事務員)	0人	

(2) 担当地域情報 (令和7年4月1日時点)

担当地域	東深井の一部/江戸川台東1~4丁目/江戸川台西1~4丁目/こうのす台		
人口	23,182人		
65歳以上人口	7,848人 (高齢化率)	33.9%	
75歳以上人口	4,769人		
要介護者数・要支援者数	1,637件 (対65歳以上人口)	20.9%	
居宅介護支援事業所	6か所		
介護保険事業所等	訪問介護事業所	10か所	
	訪問看護事業所	2か所	
	通所介護事業所 (地域密着型含む)	5か所	
	通所リハビリテーション事業所	0か所	
	訪問リハビリテーション事業所	0か所	
	短期入所生活介護事業所	3か所	
	短期入所療養介護事業所	0か所	
	特定施設入居者生活介護事業所	1か所	
	介護老人福祉施設(地域密着型含む)	3か所	
	介護老人保健施設	0か所	
	認知症対応型共同生活介護事業所	0か所	
	認知症対応型通所介護事業所	0か所	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1か所	
地域包括支援センターの運営方針	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0か所	
	定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所	0か所	
	ケアハウス	1か所	
	高齢者が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を安心して継続することができるよう、健康・福祉・介護・医療など様々な面から総合的に支えることを事業の目的とする。 介護保険サービスを中心に、地域住民団体などのインフォーマルな活動団体を含め、地域の高齢者支援ネットワークを構築していく。		
地域特性と課題	北部地域の東側は、昭和30年代に計画的に整備された江戸川台の住宅地やこれに隣接するかたちで開発された戸建て住宅地域から形成されている。高齢化率が30%を超えており、かつ75歳以上の割合は15%以上と、他の地域と比べ、高い値となっている。		

令和6年度事業実績報告書・令和7年度事業計画書 2

流山市北部地域包括支援センター

2 概要(重点目標)

(1) 令和6年度事業報告(重点目標)

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような支援ネットワークの構築を図る。	
重点目標 1	(具体的対策) ①地域の身近な総合相談窓口として、窓口機能の充実、職員一人一人の対応力の向上を図る。 ②丁寧な対応と断らない支援を心がけ、医療・介護分野にとどまらず、他分野にわたる関係機関と連携し、対応していく。 ③高齢者がいつまでの元気でいられるよう支援を行う。万が一機能低下がみられる場合は、早期に発見し対応していく。
	(実績) (相談業務) ・来所相談 1,100件。相談以外にも高齢者の休憩の場等ともなっており、地域の方に広く窓口を活用いただいている。 ・認知症、精神疾患などの研修会に積極的に参加。職員一人一人の対応力の向上を図った。 (地域活動) ・介護予防教室を月2回開催(リハ職が定期的に参加)、自治会、老人会、ふれあいの家の体操教室の開催 ・遺言・相続無料相談会の開催(年12回 計33ケース) (ネットワーク) ・地域ケア会議、ケアマネ交流会の開催。 ・民児協定例会、自治会支え合いネットワーク会議への参加、地区社協のサロンでの出前講座など、地域の関係機関との連携。 ・障害者相談支援事業所、成年後見推進センター、日常生活自立支援事業との連携。
	(評価) ・自治会・民生委員等、地域の方との連携により、支援が必要な方の発見や介入に繋がったケースも増えている。今年度はエレベーターのない集合住宅の管理会社とも連携する機会を持つことができたので、この体制を今後の支援に生かしていきたい。 ・担当地域外の方や高齢者以外の方にも広く窓口を活用いただいている。関係機関との引き継ぎや連携を丁寧に行うことができた。 ・特殊詐欺被害への対応については、具体的な事例をもとに、市民、ケアマネなどへの注意喚起を行った。 ・新たに立ち上がった介護者の集いの場に携わることができた。継続して運営していくよう今後もサポートしていきたい。 ・体操教室を理学療法士や音楽療法士などと連携しながら開催。参加者も増えており、心配な方には、相談に乗ったり支援に繋げたりしている。
生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して暮らせる街づくりを目指す。	
重点目標 2	(具体的対策) ①対象の方一人一人に丁寧に対応し、信頼関係を構築しながらの支援を心掛ける。 ②認知症サポーターを養成し、認知症の理解、対応について周知・啓発する。また、家族会を開催するなど、介護者である家族も支える取り組みを行っていく。 ③重層的な課題を抱えるケースについては、重層的支援体制整備事業をはじめ各関係機関と連携し、対応していく。
	(実績) ・認知症相談延べ件数 613件(前年度 456 件) ・サービスに繋がっていない認知症単身高齢者への定期的な訪問、安否確認。 ・認知症サポーター養成講座を学生など若い世代に向けて実施。 ・訪問介護事業所や生活支援従事者研修にて、認知症についての講座を行う。 ・認知症家族会の開催(年6回)。介護者への相談支援。 ・障害者支援や認知症についての研修を、ケアマネ交流会にて地域のケアマネ向けに行う。
	(評価) ・認知症による徘徊で保護されたり、家庭内でのトラブル等で警察が介入したケースも目立ったが、関係機関とも連携協力し、適切な支援に繋げることができた。 ・学校での認知症講座では、学生が認知症の問題を「自分事」として捉え、地域での役割を考えるきっかけになった。 ・8050世帯の増加や障害者の高齢化に伴い、障害者支援への理解、相談支援事業所との連携の必要性がさらに高まっている。障害者支援についての研修会を行ったり、精神疾患や引きこもり支援の勉強会に参加することで、職員の資質向上、他分野との連携を促進することができた。

(2) 令和7年度事業計画(重点目標)

重点目標 1

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような支援ネットワークの構築を図る。	
(具体的対策)	①地域の身近な総合相談窓口として、丁寧な対応と断らない支援を心がけ、職員一人一人の対応力の向上を図る。 ②医療・介護分野にとどまらず、他分野にわたる関係機関と連携し、対応していく。 ③高齢者がいつまでも元気でいられるよう支援していく。万が一機能低下がみられる場合は、早期に発見し支援体制を整える。

重点目標 2

生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して暮らせる街づくりを目指す。	
(具体的対策)	①対象の方一人一人に丁寧に対応し、信頼関係を構築しながらの支援を心掛ける。 ②認知症サポーターを養成し、認知症の理解、対応について周知・啓発していく。また、家族会を開催するなど、介護者である家族も支える取り組みを行う。 ③高齢者の権利が守られるよう、高齢者虐待の防止、成年後見制度等の利用促進、消費者被害への対応に、関係機関と連携し努める。 ④地域の方と連携し、高齢者だけではなく、多世代が交流できる場の構築を図る。

令和6年度事業実績報告書・令和7年度事業計画書 3

流山市北部地域包括支援センター

3 各業務

	令和6年度事業報告				評価	令和7年度事業計画	
	計画	実施		目標		目標	計画
総合相談支援業務	1.総合相談窓口の充実 ①広報紙、ホームページ、地域に出向き、地域包括支援センターの周知の徹底を図る。 ②丁寧な窓口対応、断らない支援 ③職員一人一人のスキルアップ	総合相談	電話 (延) 2,174件	1.総合相談窓口の充実 ①広報紙を定期的に発行し、活動内容を地域に発信。自治会や老人会で講座を開催し、窓口の周知を図った。 ②分野外や担当地域外の相談も多かったが、どんな相談もらい回しせず一度受け止め、適切な機関に繋ぐことができた。 ③認知症、障害分野の研修会へも積極的に参加し、資質向上を図った。	1.総合相談窓口の充実 ①相談窓口の充実や地域に出向くことで、地域包括支援センターの周知を図る。 ②丁寧な対応、断らない支援 ③職員一人一人のスキルアップ	2.関係機関との連携の強化 ①自治会・民生委員との連携 ②障害者関係機関との連携 ③ケアマネ交流会の開催 ④個別ケア会議・地域ケア推進会議の開催	2.関係機関との連携の強化 ①困難ケースには同行し、役割分担しながら対応することができた。 ②自治会の見守りネットワーク会議等で情報を共有し、見守り隊との連携体制を構築(地域には発見機能を担っていた)。 ③④050世帯、精神疾患を患有高齢者には、障害の相談支援機関に相談・連携し、対応した。
	2.関係機関との連携の強化 ①居宅介護支援事業所、サービス事業所との連携 ②自治会、民生委員との連携 ③他分野との連携		来所 (延) 1,100件	2.関係機関との連携の強化 ①困難ケースには同行し、役割分担しながら対応することができた。 ②自治会の見守りネットワーク会議等で情報を共有し、見守り隊との連携体制を構築(地域には発見機能を担っていた)。 ③④050世帯、精神疾患を患有高齢者には、障害の相談支援機関に相談・連携し、対応した。	2.関係機関との連携の強化 ①居宅介護支援事業所、サービス事業所との連携 ②自治会、民生委員との連携 ③他分野との連携		
	3.実態把握	訪問 (延) 1,057件	3.実態把握	3.実態把握	3.実態把握	3.実態把握	3.実態把握
	4.その他	その他 (延) 11件	4.その他	4.その他	4.その他	4.その他	4.その他
権利擁護業務	1.高齢者虐待防止 ①窓口の周知 ②迅速な対応と関係機関との連携 ③再発防止	虐待の防止・対応	通報受理事件数 (実) 4件 (うち虐待ありと判断) (実) 0件	1.高齢者虐待防止 ①自治会、民児協、地区社協サロン等で通報窓口の周知。 ②ケアマネ交流会で研修会を開催。対応の流れなど説明。 ③終結後も再発の心配があるケースについては定期的な確認を行う。	1.高齢者虐待防止 ①窓口の周知 ②迅速な対応と関係機関との連携 ③再発防止	1.高齢者虐待防止 ①窓口の周知 ②迅速な対応と関係機関との連携 ③再発防止	1.高齢者虐待防止 ①窓口の周知 ②迅速な対応と関係機関との連携 ③再発防止
	2.財産管理、身上監護 ①成年後見制度の相談、手続き支援 ②成年後見推進センター、日常生活自立支援事業との連携 ③権利擁護サポート会議、窓口連携会議の活用 ④遺言や相続の相談		・ケアマネ交流会にて虐待防止研修会の開催 ・高齢者虐待防止研修会への参加 ・成年後見推進センターや日常生活自立支援事業との連携	2.財産管理、身上監護 ①日常生活自立支援事業の窓口が広がったことで、成年後見制度で敷居の高さを感じている方、診断書の作成が難しい方などへの支援が行えるようになった。権利擁護サポート会議での助言は、即ケースに生かすことができた。	2.財産管理、身上監護 ①成年後見制度の相談、手続き支援 ②成年後見推進センター、日常生活自立支援事業との連携	2.財産管理、身上監護 ①成年後見制度の相談、手続き支援 ②成年後見推進センター、日常生活自立支援事業との連携	2.財産管理、身上監護 ①成年後見制度の相談、手続き支援 ②成年後見推進センター、日常生活自立支援事業との連携
	3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発(自治会、民児協などで注意喚起) ②被害者への対応(消費生活センター、警察との連携)	消費者被害の防止・対応	・消費者被害の防止・対応 ・実際の被害への対応。クーリングオフの支援 ・消費生活センターとの連携と情報共有	3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発(自治会、民児協などで注意喚起) ②被害者への対応(消費生活センター、警察との連携)	3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発(自治会、民児協などで注意喚起) ②被害者への対応(消費生活センター、警察との連携)	3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発(自治会、民児協などで注意喚起) ②被害者への対応(消費生活センター、警察との連携)	3.消費者被害 ①消費者被害の普及・啓発(自治会、民児協などで注意喚起) ②被害者への対応(消費生活センター、警察との連携)
	4.成年後見制度等の普及啓発		・成年後見制度等の普及啓発	4.成年後見制度等の普及啓発	4.成年後見制度等の普及啓発	4.成年後見制度等の普及啓発	4.成年後見制度等の普及啓発
	5.判断能力を欠く状況にある人への支援	判断能力を欠く状況にある人への支援	成年後見制度 (実) 19件 (うち申立て支援) (実) 0件 (うち市長申立て) (実) 1件 日常自立支援事業 (実) 0件	5.判断能力を欠く状況にある人への支援	5.判断能力を欠く状況にある人への支援	5.判断能力を欠く状況にある人への支援	5.判断能力を欠く状況にある人への支援
	6.その他		その他 (実) 33組	6.その他	6.その他	6.その他	6.その他
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1.ケアマネへの支援 ①ケアマネへのサポート体制作り、後方支援 ②研修会や事例検討会の開催(認知症、災害、リハビリ、高齢者虐待防止、看取り) ③ケアマネの資質向上	体制構築	ケアマネ交流会 (回) 6回 (延) 169人	1.ケアマネへの支援 ①困難ケースではケアマネと同行訪問するなど、一緒に対応を考えることができた。地域のケアマネには、件数を多く抱える中、ケースを引き受けいただき、ケアマネ難民を出さずに支援することができた。	1.ケアマネへの支援 ①ケアマネへのサポート体制作り、後方支援 ②研修会や事例検討会の開催 ③ケアマネの資質向上	1.ケアマネへの支援 ①ケアマネへのサポート体制作り、後方支援 ②研修会や事例検討会の開催 ③ケアマネの資質向上	1.ケアマネへの支援 ①ケアマネへのサポート体制作り、後方支援 ②研修会や事例検討会の開催 ③ケアマネの資質向上
	2.関係機関同士の「顔の見える関係づくり」。医療・介護の連携 ①多職種参加の研修会の開催 ②事例検討会の開催 ③ケアマネと民生委員との顔の見える関係づくり		・認知症(事例検討) ・HUG訓練 ・高齢者虐待防止 ・オーラルフレイルとりハビリテーション ・自立支援型地域ケア会議 ・意思決定支援、障害者支援	2.関係機関同士の「顔の見える関係づくり」	2.関係機関同士の「顔の見える関係づくり」	2.関係機関同士の「顔の見える関係づくり」	2.関係機関同士の「顔の見える関係づくり」
	3.介護支援専門員への個別支援	介護支援専門員への個別支援	相談件数 (延) 72件 ・困難ケース(相談・同行訪問) ・更新研修や主任ケアマネ研修の情報提供 ・ケアプラン作成 ・請求業務について	3.介護保険法で義務化されている内容に沿った研修会を開催することができた。	3.介護保険法で義務化されている内容に沿った研修会を開催することができた。	3.介護保険法で義務化されている内容に沿った研修会を開催することができた。	3.介護保険法で義務化されている内容に沿った研修会を開催することができた。
	4.地域ケア会議		推進 2件 個別 3件 自立支援型 1件 (推進会議) 移動支援、複合課題(8050、生活困窮) (自立支援型) アルコール依存的な男性の支援 (困難ケース) 浪費、特殊詐欺、認知症、ダブルケア	4.地域ケア会議 ・(推進会議) 移動支援、複合課題(8050、生活困窮) (自立支援型) アルコール依存的な男性の支援 (困難ケース) 浪費、特殊詐欺、認知症、ダブルケア	4.地域ケア会議 ・(推進会議) 移動支援、複合課題(8050、生活困窮) (自立支援型) アルコール依存的な男性の支援 (困難ケース) 浪費、特殊詐欺、認知症、ダブルケア	4.地域ケア会議 ・(推進会議) 移動支援、複合課題(8050、生活困窮) (自立支援型) アルコール依存的な男性の支援 (困難ケース) 浪費、特殊詐欺、認知症、ダブルケア	4.地域ケア会議 ・(推進会議) 移動支援、複合課題(8050、生活困窮) (自立支援型) アルコール依存的な男性の支援 (困難ケース) 浪費、特殊詐欺、認知症、ダブルケア
	5.その他	その他	他包括の自立支援型地域ケア会議に専門職として参加(3回)	5.その他	5.その他	5.その他	5.その他
第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)	①予防プラン業務を適切に行う。 ②委託ケースの適切な管理 ③インフォーマルサービスを含めた情報の収集と提供	包括作成件数	総合事業対象者 49件 要支援1 1,016件 要支援2 706件 小計 1,771件	ケアマネ不足から ・予防プランを居宅支援事業所に委託することが困難。包括で介護予防ケアプランを作成しなければならず、他の業務を圧迫している。 ・要介護者のケアマネ調整にも時間と労力を要する。利用者の希望に沿った居宅への調整が難しくなっている。	本人の主体的な活動が行えるよう支援する	①予防プラン業務を適切に行う。 ②委託ケースの適切な管理 ③インフォーマルサービスを含めた情報の収集と提供	①予防プラン業務を適切に行う。 ②委託ケースの適切な管理 ③インフォーマルサービスを含めた情報の収集と提供
	2.認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座の開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。		委託事業所作成件数 総合事業対象者 17件 要支援1 487件 要支援2 662件 小計 1,166件 合計 2,937件	2.認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座の開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。	2.認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。	2.認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。	2.認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。
事業間連携	生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して住み続けられる街づくり ①心配な対象者へは定期的に訪問し、信頼関係を構築しながら支援していく。介入が困難なケースでは、認知症初期集中支援チームとも連携し、支援につなげる。 ②認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座の開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。	一般介護予防事業 生活支援体制整備事業 在宅医療介護連携推進事業	・包括主催の介護予防教室の開催 ・ふれあいの家の体操教室 ・自治会・老人会で介護予防教室 ・生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加 ・生活支援サービス従事者研修の認知症講座 ・「つむぐ会」への参加 ・症例検討会を用いての多職種連携	①認知症に関する講座は、高齢者やその家族だけでなく、学生や現役世代、サービス事業所など、さまざまな世代に受講いただき、認知症の理解と地域で支えていくことについて伝えることができた。 ②認知症の方の家族会では、単なる息抜きの場ではなく、お互いの介護方法を参考にし、ケアの質も高めあう場となっている。 ③介護予防教室では地域の理学療法士のお力を借りることができ、より専門的な体操を提供できている。男性の参加者も増えており、かつ参加者同士の交流も生まれている。	生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して住み続けられる街づくり ②認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座を開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。	生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して住み続けられる街づくり ②認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座を開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。	生きづらさを抱えている高齢者やその世帯が、安心して住み続けられる街づくり ②認知症家族の会を開催し、家族の支えになれるよう支援する。 ③認知症サポーター養成講座を開催し、支える世代への認知症の普及啓発を図る。 ④重層的な課題に対しては、多機関協働事業などを活用し、連携しながら対応する。
	3.認知症の人やその家族への支援		認知症サポーター養成講座 (回) 4回 (延) 86人 家族会 (回) 6回 (延) 23人	3.認知症の人やその家族への支援	3.認知症の人やその家族への支援	3.認知症の人やその家族への支援	3.認知症の人やその家族への支援
	4.その他	その他	・地域生活支援センターすみれとの連携(対応・同行訪問) ・自治会や公園の体操に参加 ・風の村「みんなのはけん室」への参加 ・浄信寺「介護者カフェ」に参加	4.その他	4.その他	4.その他	4.その他